

平成28年度宮城県機構集積協力金交付基準の概要

国の制度変更により、宮城県機構集積協力金の交付単価等が変わります。

機構への貸付に伴い農業経営を
リタイア等する農業経営体へ

① 経営転換協力金

3万円／10a（※1）

（※1）受取額上限は1戸当たり70万円。
ただし、対象農地が2ha以下の場合は50万円

機構への貸付農地が、担い手
の面的集約化につながった場
合、農地所有者等へ

② 耕作者集積協力金

1万円／10a

以上の協力金は機構への貸付面積のうち、**新規集積農地面積（裏面参照）を対象**に交付します（同年度に①と②の両方申請することはできません）。

人・農地プランの作成エリア内の「地域」でまとまって農地を機構に貸付した「地域」へ

③ 地域集積協力金

交付単価は年末に決定（※2）

- （※2）国からの交付金額が確定し、経営転換協力金、耕作者集積協力金を配分した後、単価を算出します。
- 新規集積農地面積の交付単価は、新規集積農地面積以外の交付単価よりも高く設定します。
- 地域内の農地面積の2割超が機構に貸付され、かつ、1筆以上が新規集積農地であることが必要です（※3）。

この協力金は、要件を満たす地域における機構への貸付面積の全てを対象に交付します。

激変緩和措置の実施について

平成28年6月末までに経営転換協力金、耕作者集積協力金の交付要件を満たす方については、今回の交付単価等の変更前の単価で交付する方向で検討しています（予算が不足する場合は、単価を一律減額調整）。詳細はお住まいの市町村役場、県地方振興事務所等にお問い合わせください。

平成28年5月

宮城県農林水産部農業振興課・宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）

『新規集積農地面積』とは

機構へ貸付する農地が、少なくとも過去1年間、以下の者が耕作^(注)していない農地である。

- ・ 認定農業者
- ・ 認定新規就農者
- ・ 基本構想水準到達者
- ・ 集落営農経営

(注) 耕作には特定農作業受委託も含まれます。

はい

当該農地が、機構から以下の者に転貸された。

- ・ 認定農業者
- ・ 認定新規就農者
- ・ 基本構想水準到達者

はい

**この場合は『新規集積農地面積』
(担い手に新たに集積される農地) となります。**

※「新規集積農地面積」には、上記のほかに国の特認となるものもあります。また、耕作者が認定農業者等に該当しているかなど、詳しくは、お住まいの市町村役場にお問い合わせください。

今回の制度変更について

- ・ 平成28年度から、国から県に配分される機構集積協力金が、「機構を活用し担い手へ新たに集積される農地面積を増やすこと」を重視するものになりました。
- ・ そのため、県でも「担い手へ新たに集積される農地面積を増やすこと」を重視した交付単価や交付要件等を新たに設定して、機構集積協力金を交付していくことになりました。
- ・ また、地域集積協力金については、要件を満たした地域(※3)にまんべんなく交付したいという考えから、年末に国から県に配分される金額に応じて交付単価を決定する方針です。

平成 28 年 5 月

宮城県農林水産部農業振興課・宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)